

年末調整のご案内

毎日の業務お疲れ様です。

今年も年末調整の時期となりました。

年末調整書類一式をお送りしますので期限までに記入と必要書類の提出をお願いします。

- 年末調整書類提出期限 令和5年11月17日(金) 本社・各管轄サポートオフィス 必着**
- マイナンバー**につきましては、本社にて一元管理を行っておりますので、**申告書への記入は不要**です。
- 本年中に結婚・出生等により申告書へ新たに**追加記入する扶養親族**のある方は、追加となる扶養親族の**マイナンバー(個人カード(写)、個人番号通知書(写)、マイナンバー記載の住民票(写)のいずれか)**が必要になります。 ※マイナンバーのご提出がないと扶養としての処理ができません
マイナンバーの提出は宛先および必要書類を当社ホームページのお知らせに掲載しております。
ご自宅等で印刷していただき、提出をお願いします。
印刷環境がなく、上記対応が難しい場合はマイナンバー専用書類をお送りいたしますので 本社・各管轄サポートオフィスへご連絡ください。

- ※ 年末調整書類の提出に際しましては**期限厳守**をお願いします
同封の**返信用封筒**をご利用いただき、**所定額の切手を貼付し確実に封をして**お近くの郵便局で**差出いただくか郵便ポストへ投函してください。**
- ※ イタックスの給与収入が主収入の場合は、必ず各年の「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」
「令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書」をご提出ください。
ご提出いただけない方については、税務署の指導により、高い税率を適用して所得税の控除をすることになりますのでご注意ください。
- ※ 到着期限を経過したものは一切の理由を問わず**年末調整での各種控除は受けられません。**
令和6年1月に基礎控除のみで算定した「令和5年分 源泉徴収票」を同封してご返送いたしますので、各自で確定申告手続きをお願いします。

* 年末調整に関するお問合せ

申告書の提出先(返信用封筒の宛名)へご連絡ください。

* マイナンバーに関するお問合せ

本社 総合管理室 TEL 099-210-2430 までご連絡ください。



当社ホームページ <https://www.itax.co.jp/> のお知らせコーナーでも年末調整のご案内を掲示してありますのでご利用ください。